軍防令講義

七

ヲ
295
7

東京教育大學圖書

五 295 7

軍防令講義卷之七　　令義解第

凡從軍甲仗經戰失落者免徵

甲ハ甲冑仗ハ刀槍を云經戰失落せしとハ戰場ふく矛楯を打折まさハ甲冑の革破裂せし類なり是等ハ失落せし人ハ徵ぶと免をとなり

其損壞者官為修理

或ハ損じあるひハ壞れしハ官ふく修理を加

ふふと形り

不経戦損失者三分徴二

軍ヨ従ふ為ヨ請取し器仗戦を経ざして損壊しあるひハ失落せバ其修復の料ヨもあ也新調の價ヨもあ也三分の二を請取く損失せ去人より徴れと形り

不因従軍而損失者

義解ヨ謂駕行及讌會威儀等之時也といふハ義解の誤形り軍團の器仗を駕行讌會威儀ヨ用ひら敕べき理かし此條官の器仗の損壊し又ハ失落せしもの修補をはヨ戦ヨのぎ其身戦死しくその器仗の共ヨ失亡せしと戦ヨ臨らく戦の為ヨ冑を落しまさハ鎧の袖を失ひし類と戦場へ将去ひ也ども合戦ヨ合ひ陣中ヨ置しまくふく鼠ヨ破ら也霜雪ヨ損せし類ハ上ヨいへる不因従軍してといふハ兵士等隊伍校練のため陣法博士等の教習陣列等の用ヨ付領せし時ヨ損失せしと水火焚漂

の類と五事形り日本紀ふ高天原廣野姫天皇
七年十二月丙子陣法博士を遣して諸國ふ
教習ととあるバ上ふ録せし陣法も從て來る
處あるしからん

皆從損失處當時估價及料造式徵備官為修理

皆の字ハ經戰失落と經戰損壞と不經戰損失
と不從軍損失と四色をさしたり假令ハ近江
國の軍器陸奥國ふく損失せば陸奥國の韋絲
漆乃價ふ准し官の料造乃法式を以く入用を

徵ふ然して官ふく修補をはといふ形り義解
ふ謂禁器無估價者依料造式自餘兵仗者准估
價徵填皆是依損失之時估價及料造式也と云
禁器とハ下ふいふ私家不得有の九品の類お
ろべし天平九年但馬國正税帳東大寺勅封倉中の物天保御開封の時抄書せし処ふ年料修理器仗垣甲十三領箭三
百三十一具大角一口小角一口弓五百五十五
張槍七十四柄振鼓五面鑼一柄楯四枚料雜用
充稲壹仟壹百肆拾肆束馬皮壹張長四尺七寸廣二尺八寸

直稲壹拾肆束鹿洗革（アラヒカハ）參拾參張直稲參陌漆拾
束（十五張別十二束十張別十一束八張別十束）緋絁（アヒキヌ）壹疋貳丈捌尺（以六丈為一疋）充六
直稲玖拾捌束（十八束）綿壹拾肆斤捌兩（小）
直稲漆拾貳束（斤別五束）絲肆拾玖斤直稲肆陌玖
拾束（斤別十束）布肆端（端別四丈）直稲壹陌束（端別二十五束）金漆
塗桓甲壹拾參領貳領各用緋八尺八寸絲四斤
十一兩鹿皮三張布一丈四尺六寸綿十三兩
參領各用緋七尺六寸絲三斤十四兩鹿皮三張
布一丈三尺七寸綿十三兩　參領各用緋八尺

絲三斤九兩布一丈二尺鹿皮三張綿十三兩
參領各用緋四尺七寸絲二斤十三兩鹿皮二張
布一丈一尺五寸綿十三兩　壹領用緋四尺八
寸絲三斤六兩鹿皮二張布九尺七寸綿十三兩
馬皮長二尺六寸廣一尺八寸　壹領无膊覆行
騰用緋四尺七寸絲二斤十四兩布九尺五寸鹿
皮一張綿十三兩馬皮長二尺一寸廣一尺造箭
參陌參拾一具料絲貳斤壹拾兩（具別半分）漆蒔綿
參斤壹拾五兩とゝゆ年料修理器仗とあれば

但馬國のごとあらば諸國とも年々定まるて
修理をは器仗なるべと知べし
即被水火焚漂非人力所制者勘實兒徴
大水ゑ漂没し大火ゑ焚焼せられまゝゝ雷雨
其外不時の變ゑゝ損破せし類ゝ兵士乃力の
能およぶ處ゑあらば依ゝこれを兵士ゑ徴る
べきゑ非びとなり
其國郡器仗毎年録帳附朝集使申兵部勘校訖二
月卅日以前録進

日本紀ゑ大化元年八月庚子五日詔國司等曰於闕
曠之處起造兵庫収聚國郡刀甲弓矢とあるゝ
國郡器仗の始なるべこれも亦令前よりのと
之聞えゝる職員令ゑ兵部卿掌兵器儀仗と云
弘仁兵部省式ゑ諸國器仗勾勘畢録状三月已
前可移送式部といひまゝ諸國様器仗者邑別
一箇附朝集使進但伊賀伊豆飛驒能登筑前筑
後豊前豊後日向等國送太宰府々官勘合貯納
庫具録邑目附朝集使申送之といゑ延喜兵部

省式ハ廢置軍毅兵士器仗等者造省符副内案
進官請印施行但留案捺省印とあるゝ軍團の
器仗とそこゝゝる諸國器仗ハ甲横刀弓征箭
胡籙の五種ハ〻〻甲ハ一領ハ〻〻六領ハ〻〻横刀
〻〻二十口以下二口以上弓ハ六十張征箭胡籙
六十具以下十張以上國ハ〻〻〻〻差〻〻〻〻毎年
所造といひ諸國司造官器仗之日不得造私器
仗といふ續日本紀ハ天平寶字五年十一月丁
酉の條ハ東海南海西海道の節度使を任〻て

兵士四萬九百二人ミか三年乃田租をゆるし
悉く弓馬五行之陣をおらゝせ兵士ハ便役〻
て兵器找造らしむとあるゝ六年正月丁未節
度使料綿襖曽各二萬二百五十具於太宰府造
之其制一如唐國新樣仍象五行之色皆畫甲板
之形碧地者以朱赤地者以黄黄地者以朱白地
者以黒黒地者以白毎四千五十具成一行之色
といへゝ四千五十具ハ五十人一隊ハ〻〻八十
一隊なりゝ找一方ハ八隊ゆゝ八方ハ〻〻六

十四隊あゝ戍外營とゝ中戍一方二隊ゞゝ八
方十六隊中軍一隊都合八十一隊一行ゝ五行
五行ゝゝ四百五隊二萬二百五十兵士形ゝ（薩摩）
大隅等ゝ現存ゝる古胴丸腹巻ゝ白革藍革赤
革黒革の縅多ゝ蓋五行陣ゝ用ひゝ國郡器仗
の遺れる形ゝ義解ゝ謂録狀進奏也といふ現存の
數を帳ゝ記録ゝて朝集使ゝ附て兵部省へ申
ゝ兵部の帳ゝ引合せ二月卅日以前ゝ進奏せ
よとなり

凡軍器在庫皆造棚閣安置邑別異處以時曝涼

倭名類聚鈔居宅類ゝ庫（棚閣附）唐令云諸軍器在
庫皆造棚閣安置邑別異處庫（音袴和名豆波毛乃久良）棚閣
（棚格二反和名多奈）とあり令文も唐令假用ひられしゝか
ゝ義解ゝ謂棚棚閣也（ナリ）閣也樓閣也といふ博雅ゝ
棚閣也といへゝ歳時記ゝ東京七夕家々錦糸ゝ
結テ為乞巧棚といふ開元遺事ゝ長安富人の涼
棚かといふもの戍推量とはゝ脚（アシ）四柱の臺と
はゝ閣ハ食閣木板（フモテ）為ル之所以（ヨ）皮食物といひ
又上林賦高樓四柱重坐曲閣の註ゝ閣有リ両重

上級下級皆可坐故言重坐といふ如く棚閣の
両重あるゝ上又も下又も器仗を置べき戔閣
といふとさらふ邑別とハ甲冑ハ甲冑横刀ハ
横刀弓箭ハ弓箭胡籙ハ胡籙と別々ゝ納置を
いふ謂歳一曝涼也といへバ一年又一度日又
曝ゝ風又涼を戔いふ
凡私家不得有鼓・鉦・弩・矛・矟・具装・大角・少角・及軍幡・
是也令前の制ふるゝ上又いへゝ義解又謂鼓
者皮鼓也鉦者金鼓也所以静喧也といへゝ金

鼓を軍器又おされしゝと息長足姫尊の御時又
ゝ所見あるゝ上又いへゝ職員令集解又延暦
十九年十月壬申大政官符又應廃置鼓吹司長
上事廃大笛長上一員今置鉦鼓長上一員右得
兵部省解偏鼓吹司解偏軍旅之設吹角為本征
戰之備鉦鼓為先今有吹角長上三人曽無鉦鼓
之師至於威儀之日有失進退之節望請置鉦鼓
長上教習生徒者右大臣宣宜廃大笛長上兼減
大角長上更置鉦鼓長上其官位亦同吹角長上

とあるは鼓吹司い後は兵庫寮は併せらる職員令は鼓吹司正は掌調習鼓吹と云義解は教習鼓吹戸をとへい鼓吹戸の外は鼓吹を教習せざるが如くきこゆ但これは朝儀の鼓吹は山城は七十五畑摂津は二畑河内は二十三畑合せて百畑畑別六丁といへいたりかは百畑六百畑ばかりぬるは延喜兵庫寮式は軍團のことはい與からぬ

大角・小角・鉦・鼓・長上三人大角生十人小角生八人大笛生二人鼓生十人鉦生四人とこえたる倭名類聚鈔鐘鼓類は鉦鼓後漢書云鉦鼓之聲鉦音征鉦鼓俗云尚古 兼名苑云鉦一名鐃女交反 金鼓也越王勾踐造也と云へり和名類聚鈔および諸書は処の鼓ミは樂器の

おとゝ思ふはとい兵庫寮式は大儀立鼓鉦者今こゝはいたゞ大極殿東南閣内大臣幄西南去一丈立鉦又南去一丈立鼓鉦加角槌二柄鼓木槌二柄とあるは信充嘗て鉦鼓の古物東大寺は在とき〳〵ものかい穂井田忠友は其事を正しけるは東大寺末寺渡邊淨土堂迎講鉦五之内建久九年二月二日大和尚南无阿弥陀佛と識文あるを寫して來らは俊乗坊重源の置處とものらは徑五寸深七分重六百二十目あるは普通の鉦は徑四寸九分裏徑五寸五分内徑四寸六分深一寸四分半

重三百七十目余あり　槌長一尺二寸五分二柄を以て裏よりは是戈撃おりは但し東大寺ゟ傳へしゟ始よりは佛具ふく軍器ゟい非ざる者二丈寸也消者一丈二尺也と云は倭名類聚鈔ゟ天保古と云二丈ハ小尺かるべし今の一丈六尺一寸ゟ當ては一丈六尺一寸ゟ今二間四尺一寸なる長柄といふ物と同し一丈二尺ゟ今乃九尺六寸六分なり甲斐の武田乃家ふく侍の槍ハ九尺六寸足輕の槍ゟ三間と云も是等乃遺法ゟや具

裝者馬甲也といふ六典右尚署令注ゟ掌造甲冑具裝と云唐儀衛志ゟ左右金吾衛大將軍云云佽飛二十四人帶弓箭横刀甲騎具裝と云バ此もの唐制を摸されしゟや六角札ある四角札ある幡者旌旗總名也將軍所載曰纛幡隊長所載曰隊幡兵士所載曰軍幡也といふハ幡ゟ品あるを云形う纛幡と云ハ正字通ゟ軍中大皂旂名皂纛以皁繒為之似蚩尤首といへる物ふしく御即位圖ゟ見えしく如きものおるべし

隊幡といふハ一隊五十人の幡とおらる兵士の幡と云ハ今の袖幟(ソデシルシ)あるひハ指物と云もの なるべし天淳中原瀛真人(アヘヌナハラオキツマヒト)天皇紀ヨ村國連男依書首根麿(フミノワニベ)・和珥部臣君手・膳臣(カシハデノ)巨安倍・率數萬衆自不破出直入(タヾチニ)近江恐其衆與近江衆難別以赤色着衣上然後別(ワカテリ)と云(イフ)ぞ此兵士の幡(ハタ)の始(ハジメ)と云(イフ)べし

唯樂鼓不在禁限

音樂ヨ用ゐる鼓ハ私家ヨ有(アリ)ても禁制ヨ及ざ

ぎと形ち

凡在庫器仗有不任者當處長官驗實具状申官隨状處分除毀

軍團の庫ヨ貯藏をは処の器仗用ヨ堪ざる程ヨ損破しける時ハ其國其郡其團の長官相共ヨ檢驗して虚偽(イツハリ)なら祓べ是を除き弃ると云ふ義解ヨ謂任堪(タヘ)也言不堪用也と云(イヒ)義解ヨ謂除去也といふ

其鑽刃袍幡弦麻之類即充當處修理軍器用

義解ハ謂戟矟之屬ニ曰鑚ト云ヒ戟ハ和名類聚
鈔ハ保古ト訓シ矟ハ天保古ト云ヘリ刀劍之
屬曰刃ト云ハヲ合セテ考フレハ鑚ハツキキ
ル意刃ハウチキル義トサコヰ纊繭之屬ニ曰袍
纊ハ纊ハテ絮之細者ト注以今ノ真綿カヲ繭
ハ繭字ノ訛纊ハ絶ノ本字形ノ菓苧之屬ニ曰
弦麻也トイヘリ弓弦ノ麻ト出ルベシ是ハ
損破ノ品乃中ハヲ取弃ハカラヌモノヲイフ
ナリ

在京庫者送兵部任充公用

京ノ兵庫寮ハ古ノ軍器ノ不堪用者ハ兵部省
ハ申テ官ハヲ修理軍器ノ用ハ充ルト形ノ故
ハ義解ハ謂亦充修理軍器之用即申兵部然後
受用也ト云ヘリ

若弃掌不如法致有損壞者隨狀推徵

武器庫ヲ掌ルモノハ當團上番ノ兵士ナリ義
解ハ謂弃猶藏也トイヘルモ弃ノ字乃解ナリ
漢陳遵善書與人尺牘皆藏弃以為榮トアルカ

ど考合せくべし〜隨狀ハ損壞の狀ヨ隨て
當番乃者を推問し〜きを我修造せしむると
形り
凡五位以上、子孫年二十一以上見無役任者毎年
京國官司勘檢知實限十二月一日並身送式部申
大政官檢簡性識聰敏儀容可取充内舍人
京國官司勘檢といふよりれバ京官の五位以
上四位以下八階人の子孫出身の事と諸國の
五位以上四位以下八階人の子孫出身のため

かゝゝバ此令ヨ云々をはなり公式令ヨ諸王五
位以上諸臣、三位以上致仕身在畿内云々とあ
れバ諸王諸臣といへども京外ヨ住をはゝ人あ
る我ゝるべ〜又儀制令ヨ郡司遇本國司者皆
下馬唯五位非同位以上不下といふ是郡司ヨ
く五位ヨ叙をはゝものあるゝと聞えゝたり續日
本紀大寶二年四月乙巳の條ヨ賜親王以下畿
内有位者物とあり是もまゝ畿内ヨ有位者あ
るゝとを知ヨたゝり十一月丁亥至伊賀國十月

甲辰大上天皇參河國へ行幸十一月丙子尾張
國庚辰美濃國乙酉伊勢國それよゝ伊賀國ゟ
入御 行所經過尾張・美濃・伊勢・伊賀等郡司及百
あり
姓叙位賜禄各有差といへゞ諸國の有位者又
異ならびたらび十二月一日をゃぎはと云ハ年々
の事なり二十一歳よゝ無位の子孫弟姪ハ正
丁とおゝて課役を充る故ゟ有位の子孫の一
十一以上ふゝ役任かきものをゞ國司勘檢と
いひゝ生年を帳籍ゟ勘へ實をもゝ其身を
十二月一日よでゟ京へのぞせ式部省ゟ送ゝ

去由を大政官へ申をとゝ形ゝ選叙令ゟ應叙者
本司八月卅日以前校定式部起十月一日盡十
二月卅日云々量程申送集省といへゝ從五位
の嫡子從八位上庶子從八位下正五位の嫡子
正八位下庶子從八位上從四位の嫡子從七位
上庶子從七位下正四位嫡子正七位下庶子從
七位上といふい五位以上の子の出身の蔭位
おゝ故ゟ義解ゟ謂役猶使也任亦使也其得考
以上不須申送といへゝ得考といい秀才明經進

士明法貢人等をいふ京みくハ五位以上の子
孫八位以上の嫡庶十三以上十六以下ハ大學
ふ入十三よりて九年目ハ二十一なり十六よる
九年めハ二十四ゟ諸國みくハ國學ふいる
京と同しき年紀かるべし故ふ授位者皆限年
二十五以上といふ義解ふ入色年限起自十七
といへる秀才の上々ハ正八位ふ叙以從五位
の嫡子從八位上乃蔭位よる二階高し正四位
乃嫡子からば本蔭正七位下より三階卑し如

是を即雖已叙位卑於蔭位者亦須申送也と云
なり但帳内資人是叙外位故須申送と云帳内
ハ六位以下の嫡庶ふよび庶人を取といへば
正從の六位四階七位以下十二階の子ふして
親王ふ仕ふるものあり日本紀ふ高天原廣野
姫天皇丙戌年十月丙申の詔ふ皇子大津謀叛
誅誤吏民帳内不得止今皇子大津已滅從者當
坐皇子大津者皆赦之とある是帳内ハ皇子の
從者たるを令前よる然る須令の日二品長親

王舎人親王穂積親王帳内各一百四十人三品
刑部親王新田部親王帳内各一百二十人四品
志貴親王帳内百人合七百六十人あり資人ハ
日本紀高天原廣野姫天皇の紀ヨ十年十月庚
寅假賜二正廣參位右大臣丹比真人資人一百二
十人正廣肆大納言阿倍朝臣御主人大伴宿禰
御行並八十人直廣壹石上朝臣麻呂直廣貳藤
原朝臣不比等並五十人とあり是も令前のこ
なり但令ヨハ一位ヨ百人二位ヨ八十人と五

位ヨリ位ヨリヨリ給ヘリ此ハ位分の資人ヨ
リ又大政大臣ヨ三百人左右大臣ヨ二百人大
納言ヨ一百人と官ヨ依リ給ヘリ此を職分資
人といふ此二邑人の文武の才あるものハ貢
人ヨ擧られ得第叙位をはもあり又そ乃主人
よリ行能功過ヨよリ申立もあり其主人
亡セリ後一年を過リ才伎ヨ因リ出身をはもあ
リ然是ヨいふ処ハ五位以上の子乃二十一歳
以上ヨリ無役のものと得第叙位の蔭位ヨリ

畀さゝの及ひ帳内資人の三等とを式部ゟ送れハ大政官ゟ申て性識乃聰敏おるや否と簡ミ儀容の可取や不可取やと撿察し二事とも ゟ相合をば内舎人とおをとなゝ是を義解ゟ謂二事相須乃充内舎人也と云又但續日本紀ゟ大寶元年六月癸卯二日始補内舎人九十人於大政官列見とある令ハ三月甲昔午ゟ須布せられ志ゟ斯ゟそゞめて内舎人を補せられしおと疑おさゝゟあら孫ども百寮の多き因循次第し

て六月ゟ及びしおるべし大政官ゟ於て列見さいふハ御覽あるし浅いふなゝ養老七年藤原豊成内舎人ゟ補せられしを其傳ゟミも但豊成時ゟ二十歳父武智麻呂をでゟ従三位中納言たゝ令文ゟ三位以上子不在簡限と云ゟ合さゞ後ゟ至てハ閑院右府の六男良門の内舎人ゟ補せしをあやしと云人もあゝ三位以上子不在簡限以外式部隨状充大舎人及東宮舎人

義解ニ謂中宮舍人亦准此也といへる豊成の
内舍人たる三位の子孫ハ式部の選ニ及ぶ人
直ニ叙せしめや依て三位以上子ハ云々の文
あふや

凡内六位以下八位以上嫡子年二十一以上見無
役任者毎年京國官司勘檢知實責狀簡試分為三
等

正六位上ヨリ従八位下まで十二階の人乃嫡
子出身の法をいふなり

儀容端正ニ於書筆為上等

義解ニ謂二事不相須即以下身材强幹等亦准
此其先補使部後父為五位者令無申送之文也
といふ是ハ京官および國司の所選おもとハ軍
團の與る処ニあらず何故ニ爰ニ載られしニ
やといふに國ハ郡ニ團ニ六位以下八位以上
の人多くあるべきと前ニいへる其等ハ子弟
を簡ふ為ニ式部の簡例を擧しなりその中ニ
就て行儀端正ニ容貌の醜からぬを擧てその

藝を試ミ書を工ふし竿を通したるを上等と
をと形り
身材強幹便於弓馬為中等
義解ふ謂材猶力也質也といふ劣弱の對おれ
ハ其性質強壮剛幹ふして弓馬ふ便習をはを
中等とおをとなり
身材劣弱不識文竿為下等十二月三十日以前上
等下等送式部簡試上等為大舎人下等為使部
上中下等ハ京國の官司の簡試を教処これを

式部ふて再簡をふて〜きこと
中等送兵部試練為兵衛如不足者通取庶子
兵衛ハ左右ふて八百人あて元郡司の子弟お
て然るふし〜足さ也ハ外官六位以下八位以
上の嫡子を取となり職員令ふ京官正六位以
下從八位下以上の見官九七百七十二人形り
七百七十二人皆嫡子あるべきふあらびミる
中等おるべ〜とも定めがさ〜故ふし〜不足
おれハ庶子をも取といふなり義解ふ謂止據

兵衛不為舎人也と云へ令文元兵衛の人數不足ゆよりて庶子を取おもへ舎人ゆへ為ざるなりといへり且舎人へ上等人なり

凡帳内取六位以下子及庶人為之

其員數六位以下の次子三子ゆへ員ゆ満まゝ因て庶人を取といふなり義解ゆ謂内六位以下子不論嫡庶何者下文稱不得取内八位以上子亦不論嫡庶故也といふも六位以下八位以上の次三子限あるが故なり

其資人不得取内八位以上子

内八位以下の京官大初位上二十九人大初位下二十二人少初位上十人少初位下七人四階の人の子浅取おもてさ也但此四階の見任凡六十八人の子男何ぞも有まゝ故ゆ庶人を取まゝ外官及び諸國の有位乃子弟ゆ及ぶ形り是へ一品以下五位以上ゆ給ふ所なり

唯充職分者聽

一位以下五位以上の位分ハ資人たるとハ聽さゝ(元)ゑ孫ども大政大臣左右大臣大納言以上の職分ハ就ての資人ハ聽さゝ(ゑ)といふなり

續日本紀和銅四年五月辛亥制帳内資人雖名入式部不在豫選之限職分不在此例とゝゆ

並不得取三關及太宰部内陸奥石城石脊越中越後國人

伊勢美濃越前九刻二島陸奥石城（今奥刻岩城郡）石脊（同岩瀬郡）越中越後十九國の人を取る資人ハ充（アツ）る

とハゆるされざることなり

凡給帳内一品一百六十人

令前の明大壹形ゝ大寶の時一品親王形ゝ十四年を經て靈亀元年正月癸巳（十日）穂積親王を一品とおされし後ゆゑ一品の家ハ文學一人從七位上家令一人從五位下扶（スケ）一人從六位上大從一人從七位上少從一人從七位下大書吏一人從八位下少書吏一人大初位上をべて七人此外ハ帳内百六十人といへハ一品の

家ゝ官人百六十七人呂仕ゝ奉ゝ聞
二品一百四十人
令前の明廣貳形ゝ大寶の初二品親王おゝ三
年十月丁卯太上天皇御葬司の内ゝ二品穂積
親王御裝長官とおさゝ由あゝこれよゝ前
ゝ二品となされゝゝや親王ハ天皇の叔父ゝ
おゝゝまゝ高天原廣野姫天皇五年の紀增封
の條ゝ淨廣貳皇子穂積五百戸とあゝ淨廣貳
ハ後乃三品たゝ慶雲元年正月丁酉の條ゝ二

品長親王舍人親王穂積親王とゝ內長親王ハ
あゝとよゝ十一年前高天原廣野姫天皇七年正
月壬辰淨廣貳を授けられ舍人親王ハ九年前
同天皇の九年ゝ淨廣貳とおされゝ然れハ
慶雲元年ゝ二品親王三人ゝ一品ゝとゝられ
たゝ
三品一百二十人
續日本紀ゝ大寶元年七月壬辰左大臣多治比
真人島薨といふ條ゝ三品刑部親王を遣ゝ

て就第弔賻之とあるは是より前三月淨廣貳を
三品より改られしおるべし
四品一百人
續日本紀大寶三年九月辛卯の條に近江國の
鐵穴を四品志紀親王に賜ふ由あり志紀親王
ハ天淳中原瀛真人天皇の皇子刑部皇子の弟
なり
資人一位一百人
高天原廣野姫天皇十年十月庚寅假賜正廣參

位右大臣丹比真人資人一百二十人と日本紀
にハ正廣參ハ二位と三位の間なり正廣參
百二十人ハ近江令にハ一位百人ハ新令と
なるべし令より後贈位の外一位に昇るもの
續日本紀神亀元年の條に正一位藤原夫人稱
大夫人とあるこれを始とし贈大政大臣藤原
不比等朝臣の女にして今上の母后なりきの
後天平九年七月丁酉藤原武智麻呂朝臣に正
一位を授け左大臣に拜したまひけるや即日

薨逝あるを

二位に八十人三位に六十人正四位に四十人從四位に三十五人正五位に二十五人從五位に二十人女減半減數不等從多給

二十人の半は十人なり二十五人の半は十二人半おれども半といふ人あるべからざ故よ十三人を給ふを從多といふ形り三十五人の半は十七人半なり又十八人を給ふ義解よ謂假如五位資人二十五人減半者不等即給十三人之類也と云る

其大政大臣三百人左右大臣二百人大納言一百人

義解よ謂若致仕者准禄令減半大納言亦准此也と云る然は正二位よりく大政大臣たる人は位分の資人八十人と合せく三百八十人を給ふとさこ内

凡帳内資人癈疾免仕者皆申式部勘驗知實聽替

廢疾とハ戸令ニ一目・両耳聾・手無二指・足無三指・手足無大拇指・禿瘡無髪・久漏・下重大癭瘿・如此之類皆為殘疾・癡・瘂・侏儒・腰背折・一支廢・如是之類皆為廢疾といへる癡瘂侏儒ハ初より帳内資人の選ニ應るべからず腰背折一支廢の類ハ既選の後といへども亦其疾ニ累るまゝきニあらず義解ニ謂不堪執事者皆是と云ハ已選の後耳聾一目盲ニおるまゝきものニも あらずハ殘疾も亦免仕の例ニ入べゝ不必廢疾以上也といふハ殘廢疾の外ニ亦免仕を欲ものゝ式部ニ申て替を聽をべゝとか

る義解ニ謂未満六年有還本貫已満者留省也といふハ帳内資人ハ考を考満といふ六年ハ考満ニあらずとも選叙令帳内資人本主亡者未満六年皆還本貫といふを合せ考ニ準ハ已満六年者ハ式部省ニ留め置て回充帳内資人うまゝゝ雑色ニ任用をかゝといへばなり

凡太宰及國司並給事力帥二十人大貳十四人少

貳十人大監・少監・大判事六人大工・少判事・大典・防人・正・主神・博士・五人少典・陰陽師・醫師・少工・竿師・主船・主厨・防人・佑・四人諸令史三人史生二人大國守八人上國守大國介七人中國守上國介六人下國守大上國掾五人中國掾大上國目四人中下國目三人史生如前一年一替皆取上等戸内丁並不得叙庸

賦役令ニ事力在役免課役とあるを義解ニ謂中以上戸也と云賦役令義倉の條ニ上々戸二石中上戸一石中々戸八斗中下戸六斗下々戸一斗とあるを以て推求せは上々戸ハ下々戸の二十戸分ニ當る中上戸ハ下々戸十戸分なり然れハ中以上戸といふを正丁十人よりの二十人までの戸と云ふ然も一年替と云へ今の一季抱と云ふ諸國の史生ハ一分官と云へ位もなきものなして課役を免さはしく迫かれハ全く事力と同し正丁なり然ども史生ハ目と共ニ國中を巡行し又春秋貳度出擧官稻の

巡行あるひは觀風俗問百姓消息巡行領催百姓産業巡行責計帳手實巡行檢校田租巡行穀穎稲巡行檢校庸物巡行収納當年官稲巡行をべく九度三百四十九日なり然れハ史生の國府ハある日五六日ハをぎゝ如是務ある事ハ力を給ふてゝもらる巡行の日ハ史生ハ日別稲四把を給ふ米二升なり將從ハハ三把を給ふ一升五合なり史生ハハ酒日別八合鹽日別二勺將從ハハ一勺五撮といふ

九邊城門晩開早閉

邊とハ古事記ハ海邊の字をウミベタゝ訓ゝ日本紀ハ海畔の字ヲ讀又斯國の海と疆れる處を亦詞ハ其海邊西ハ任那新羅高麗百濟唐國ハ向ひ北東ハ蝦夷肅慎渤海ハ對ふ日本紀ハ素戔嗚尊帥子ハ五十猛神降到於新羅國居曽尸茂利之處乃興言曰此地吾不欲居遂以殖土作舟乘之東渡到出雲國簸川上所在鳥上之峯云々初五十猛神多將樹種而下然不殖韓國

盡以持飯遂始自筑紫凡大八洲國之内莫不播殖而成青山馬といひ又尊韓郷之島是有金銀若使吾兒所御之國不有浮寶者未是佳也云々即成杉云々成櫲樟云々此両樹者可以為浮寶とあるぞ外國のことの書よ見えしはじめよりく浮寶といへ船のことなり人皇の御世とかゞ御間城入彦五十瓊殖天皇十二年の紀よ教化流行衆庶樂業異俗重譯來海外既飯化とあるハ此際外國の重譯飯化せしはじめと思ら れしと何の

國ふやゝ定やからしゞ十七年七月丙午朔船者天下之要用也今海邊之民由無船以甚苦歩運其令諸國俾造船舶と詔あるしはば冬十月始造船舶といふ但神倭磐余彦火々出見天皇の御時よりやゝ海舶ハ軍艦ハあるけどハ始て船舶を作るしよりあらしゞ海邊之民由無船甚苦歩運とある詔を深く推考し奉るよ海外往來の船舶を作らしはとゝ伺ふ六十五年七月任那國蘇那曷叱知をして朝貢を奉る

是外國入貢の始なり又此御代ゟ意富加羅國
王の子都怒我阿羅斯等といふ者日本國ゟ聖
皇あるとさゝく飯化をと云ハ十二年の紀ゟ
海外飯化とある頃ゟや活目入彦五十狹茅天
皇の三年三月新羅王子天日槍來飯し九十年
二月田道間守を常世國ゟ遣くさ𠮷是外國へ
使のさゞめなり息長足姫尊の紀ゟ新羅王素
旆而自服飼部と彩り馬梳馬鞭毎年男女の貢
奉らんと誓ひし由をさゝく高麗百濟の王も皆

西蕃と稱し絶ゆ朝貢し奉らんと歎くゟよゟ
内官家を三韓ゟ定めゐふとある𪜈我國より
外國ゟ官廳を置れし始なり攝政四十六年三
月斯摩宿禰を卓淳國ゟはらさ𠮷四十七年
四月百濟新羅の調使至ゟし處新羅百濟の貢
を奪て新羅の貢と偽ゟし由露されしかハ千
熊長彦といふ者を使として貢を濫ゟしを怒
責ら𠮷四十九年三月荒田別鹿我別を將軍と
さゝく新羅を擊くこ𠮷を破ゟ比自炑南加羅喙

國・安羅・多羅・卓淳・加羅七國を平定せしゝとよ
百濟王千秋萬歳無絶無窮常稱西蕃春秋朝貢
を奉らんと盟ひ六十二年新羅より朝貢を奉
らゞ襲津彦をしゝ是を擊せゝひ譽田別天皇
三年百濟辰斯王禮を失ひしかば紀角宿禰等
をしゝ其無禮を嘖讓ゝよりゝ百濟辰斯王
を殺して謝し奉る宿禰阿莘王を立て飯ると
いへゝ七年九月高麗・百濟・任那・新羅來朝せし
かば其等ゝ池を堀せゝひ韓人の池と名付ら

る十四年二月百濟縫衣工女を獻ゝ十五年百
濟の阿直岐來ゝ十六年二月百濟の王仁來る
又襲津彦をしゝ新羅を擊せられしゝ久しく
飯ゝさゝらざゝるよゝ平群木菟宿禰的戸田
宿禰をして急ゝ新羅を擊て境ゝ莅しかい新
羅王愕ゝ其罪ゝ服せしゝより太秦宿禰の祖
弓月君としゝ歸來る三十七年二月使を吳ゝ
遣ゝさゝ縫工女を求められ三十九年二月百
濟王其妹を遣ゝく仕へしめ大鵠鶏天皇の十

年新羅人朝貢せしに茨田堤の役に使たる十二年七月高麗國鐵の盾鐵の的を貢るしかば盾人宿禰よこれを射通させ高麗使を畏れしめ十七年新羅より貢を闕しかいなを問ふふよよる怖く調絹以下八十艘を獻る五十三年新羅朝貢せ以上毛野君祖竹葉瀬の弟田道をして擊て新羅數百人を殺し四邑乃人民を虜かへる五十八年吳國高麗ともに朝貢し雄朝津間稚子宿禰天皇三年良醫を新羅に求め

られ四十二年新羅王天皇乃喪をきゝく調船八十艘種々樂人八十を獻る大泊瀬幼武天皇七年吉備上道臣田狹任那國司とおさる此頃新羅中國に事へ高麗王軍を發しく新羅に莅む任那日本府の元帥に請く新羅を救ふ新羅高麗の怨これよる始るといへる九年三月天皇親新羅を伐んと思ひ立れしに神戒に依く果しゝを以紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連・小鹿火宿禰に新羅朝貢を闕高麗の貢

を阻ぎ百濟の城を呑卿等大將軍として是を
伐と勅のらるまよる四人の大將軍渡海し
新羅を擊けるゑ小弓宿禰ハ病く物故し談連
ハ戰死し韓子宿禰ハ紀大磐宿禰ゑ射殺さる
きゃハ小鹿火宿禰ゑ百濟王宮ゑ及ぎ以して
却ぎ還る十二年四月四日己卯身狹村主・檜隈民使
博德吳ゑ使し十四年正月戊寅吳國使我使と
共ゑぎ〻ぎ二十年高麗百濟を滅ぶ以二十一
年三月天皇久麻那利の地を汶洲王ゑ賜ぎろ

百濟を興ぎ〻る二十三年汶洲王薨を天皇末多
王を内裏ゑ喚兵器を賜ひ筑紫の軍士五百人
をしく國ゑ衛送以こるを東城王といふ筑紫
安致臣・馬飼臣ゑ船師を率ひしめく高麗を擊
せ吉備臣尾代をして新羅を征せら於白髮武
廣國押稚日本根子天皇三年十一月海表諸蕃
使進調四年九月諸蕃使ゑ射ぎせ物を賜ふと
いへる弘計天皇三年阿閉臣事代任那ゑ使を
茲ゑ紀生盤宿禰任那ゑ跨據て高麗ゑ交通し

三韓ヨ王たらんとして任那の左魯那奇他甲
肖の計を用ひて百濟の適莫爾解といふ者を
高麗の爾林といふ處ヨ殺し帶山の城を築き
運糧乃道を斷ヨよて百濟王怒て帶山を攻
しかハ生磐宿禰事濟ぎはを去り任那を去て
還て來るとなり億計天皇六年九月壬子日鷹
吉士を高麗ヨ遣され男大迹天皇三年使を
百濟ヨ遣し任那の日本縣邑ヨある百濟人
を百濟ヨ返されし六年十二月百濟貢使來別表

を以て任那國の日本府領上哆唎・下哆唎・娑陀
牟婁の四縣を請申ふけるヨ便宜ヨ付て百濟
ヨ賜へり哆唎國守穂積臣押山を喚かへさる
七年百濟五經博士を貢て且伴跛國百濟の領
已汶帶沙と云處を奪ひし由を訴申けはよよ
て勅して已汶帶沙を賜へはヨ八年三月伴跛城
を子呑帶沙ヨ築き烽候を置て日本ヨ備へ兵
戈以て新羅ヨ逼て村邑戈剥掠を九年物部連
ヨ船師を率ひしめ伴跛を擊せ二十一年六月

甲午近江毛野臣衆六萬を率ひ任那ゑ登たゞ
新羅ゑ破れたる南加羅・喙已呑を取く任那ゑ
合せんと形り然ゑ筑紫磐井新羅の賂を受て
毛野臣を中途ゑ淹滞て果さゞ二十三年百濟
加羅國多沙津を朝貢の津路とせんと我請申
けるゑ加羅服せゞ新羅ゑ結く日本を怨む近
江毛野臣安羅ゑ使しける跡へ任那王來朝し
新羅を訴天皇毛野臣ゑ任那の訴を推問せし
めらゝ毛野臣新羅百濟の王を召然るゑ二王

きたらぎ毛野臣任那ゑ在く無狀おゞとく徵
ちかども來らゝ武小廣國押盾天皇元年五月
筑紫者遐邇之所朝届去來之所關門是以海表
之國侯海水以來賓望天雲而奉貢自胎中之帝
泊于朕身収藏穀稼蓄積儲粮遥設凶年厚饗良
客安國之方更無過之と詔あゞく河内國茨田
尾張國伊勢國新家伊賀國屯倉の穀をもこび
官家を那津ゑ造られ又筑紫肥豊の屯倉懸隔
ちく運輸とゝゝゑ阻れゞ那津ゑ分ち移して

非常ヨ備ヘヨト在ハ始メ筑紫ヨ穀を儲ヘ外
國ヨ事ある時の用ヨ充ラシ上ハ太宰府の始
なり是併毛野臣の國事を誤マ〻よる事の爰
ヨ及びし形り二年十月新羅の任那ヨ寇をと
聞台大伴連磐を〻く筑紫の國政を執せ三韓
ヨ備ヘ其弟狭手彦ヨ任那を助け百濟を救ム
ちむとある是太宰の帥の始なり天國排開廣
庭天皇元年八月高麗・百濟・新羅・任那・遣使並修
貢職とあるを九月新羅を伐んヨ幾許の軍卒

を用ひてんやと問そせらふ此時任那の日本
府ハ吉備臣安羅日本府ハ河内直形りこれを
任那を起建んと為ときこの七月百濟王安羅
日本府河内直新羅と通計とき〻くヨ上を責
ハ仍新羅の所折る任那の南加羅喙己答我任
那ヨ遷し實んヨとを勞想任那能守備て新羅
ヨ欺ハるゝとかハれと告七月使を奉マて下
韓任那の政を奏し四年九月又使を奉る十一
月津守連をしく建任那の詔書を百濟ヨ賜ム

ると云ども事速まり調ちず五年十二月肅慎人
佐渡嶋の北御部の埼まきさは六年三月膳
臣巴提使百濟より使以百濟も亦上表して救兵
を乞この年高麗大亂十二年百濟王新羅任那
の兵を帥て高麗を討漢城平壤六郡を取と云
十三年百濟加羅安羅奏して曰く高麗新羅通
和して百濟と任那を滅さんとして願ちくも救
の兵を賜もれとなり十四年ふも同しく救を
乞然るに十五年百濟王新羅王を殺されしか

ハ世子餘昌立くに王とかる天皇神祇伯をして
誥しめて曰屈請建邦之神往救將亡之主云々
原夫建邦神者天地剖判之代草木言語之時自
天降來造立國家之神也頃聞汝國輟而不祀方
今悛悔前過修理神宮奉祭神靈國可昌盛謹按建
邦神を百濟より祀りしも素戔嗚尊の餘威と仰きたてまつるべし
となり十七年正月百濟王子恵の為より筑紫舟師を起して
百濟より衛送し別より筑紫大君より勇士一千を率
て彌氏の津まで送らせ因て津路要害之地を

守らしむといふ是外國の為メに要害を守る始なり二十一年九月新羅使きたりて調賦を獻を罷る時に使者に良家の子を差をべし卑賤を以てをべからずと有しに二十二年新羅使來て調賦を貢る使卑しく因て饗禮常に減せしやに奉らずして歸る是歳新羅使また來て前の調賦を獻るに使の品卑しく故に百濟の下に列しを怒て使船に乗て宂門より往館を修るを見て誰客館ぞと問エ匠欺紿て

西方無禮の客館といふ使故て其由を告新羅城を阿羅波斯山に築て我國に備ふ是新羅の叛貳始なり二十三年正月新羅任那の官家を滅ぼを七月紀男麻宿禰を大将軍河邊臣瓊缶を副将軍ぶして新羅を擊八月大将軍大伴連狹手彦に兵數萬を領て高麗を伐せらる狹手彦高麗に克王宮に入珍寶を得て還る三十二年四月壬辰皇太子に新羅を擊任那を封建てよと詔して崩ぬ渟中倉太珠敷天皇の初高麗

の表を王辰より讀せ又烏羽表(カラスハノ)を八飯氣(イヒノケ)より蒸帛(ムシ)
より寫して是を讀しむ二年五月高麗使越海の
岸より泊る船破て溺死者衆(オホシ)朝庭(ミカトニテ)饗(アヘ)すゝ三年
五月高麗使越海の岸より泊る七月入京十一月
新羅使きたる調を進る四年三月百濟使來る
調を進る四月新羅百濟(クダラ)任那(ミマナ)より使を遣(ツカ)はされ
六月新羅使來る調を進るに常より倍し并せて
多々羅・須奈羅・和陀・發鬼四邑の調を進る八年
新羅使きたる調を進る九年新羅使來る調を

進るより納すゝ十年潤二月蝦夷邊境より冦を
是北邊の備の張本なり　十一年新羅使來る調を進るより納
すゝ十二年葦北國造の子日羅今百濟より在
る達率となるしを呂(メス)豊御食(トヨミケ)炊屋(カシヤヒノ)姫天皇八年
二月新羅任那と相攻ると聞食(キコシメシ)境部(サカヒベノ)臣(オミ)を大將
軍穂積臣を副將軍とし萬餘の衆を以て新羅
を擊新羅王六城を割て降る天上より神あり地
より天皇あると云て誓ふ依て將軍を呂還さる
新羅任那を侵と十年二月來目(クメ)皇子を擊新羅

大将軍とおされ筑紫ふ船を聚め軍粮を運し
む然るよ來目皇子薨しのるふよる當麻皇子
を代るとおされしかとも果さゝ以十六年四
月小野臣妹子大唐使とゝもよ還るさゝは隋の
大業四年あり是大唐國と往來の始ゆ十七年四月
庚子筑紫太宰奏上言百濟人肥後葦北津よ泊
る由を申以是太宰と云官の始なり二十六年
八月高麗使來隋と戰て獲たる俘虜鼓吹弩拋
石の類を奉る三十年任那百濟新羅の狀を詢

られ征討新羅大将軍副将軍數萬之衆を率く
津よ會し船を發せんとして風をまりうちよ
新羅懼て服ひぬと聞食軍を止められ息長足
日廣額天皇二年三月高麗百濟朝貢使さたる
四年大唐使至る十年百濟新羅任那朝貢使來
る天豊財重日足姫天皇の初百濟弔使および
高麗貢獻使新羅弔使賀騰極使さたり二年四
月筑紫大宰の驛使奏を百濟王及ひ調使高麗
使來朝せると四年六月三韓進調の日入處を

誅しまひ天萬豊日天皇大化元年七月高麗・百
濟・新羅・使來て調を奉る日現神御宇日本天皇
高麗の遣せる使云々百濟國ハ内官家と詔旨
とある即公式令と違ふとなし三年渟足柵を
造て柵戸を置といふハ始て越後國渟足郡ヨ
柵を造られしなり四年磐舟柵を治て蝦夷ヨ
備へ信濃越後の民を移しとめて柵戸を置
といふ是より後六十三年和銅二年三月壬戌
陸奥越後二國蝦夷野心難馴憂害良民
於是遣使徵發遠江駿河甲斐信濃上野越前越
中等國云々出自兩道征伐せしむと續日本紀

ふ〻も肅慎ハ今の唐人島ヨて天命開別天皇
クシユムナイと云ふ地なり
三年對馬島壹岐島筑紫國等置防與烽又於筑
紫築大堤貯水名曰水城とあり又四年八月遣
達率答炑春築城於長門國遣達率憶禮福留達
率四比福夫筑紫國築大野・及椽二城といふ何
も三韓又唐國ヨ備へられしなり天渟中原瀛
真人天皇の紀ヨ筑紫太宰栗隈王曰筑紫國者
元戍邊賊之難也其峻城深池臨海守者豈為内
賊耶云々若不意之外有蒼卒之事頓社稷傾之

と云を以て太宰府の尋常官舎と同しからぬ由ハ分明おとども是ハいかゝ羽がら令前の事おり然るよ令職員令太宰府の帥掌祠社戸口云々兵士器仗鼓吹郵驛傳馬烽候城牧云々事と云大工掌城隍舟檝戎器諸營作と云と栗隈王の峻城深隍と云ゝ此對考をれば此ハ城あり隍あるよ外國ハ備へらはゝく為かるとも亦明らけ〳〵即是所謂邊城ハ疑も羽く太宰府と知る義解ハ謂日出而開為晩也日入前閉為早

と云ハ京城門を曉鼓動と開き夜鼓絶て閉と云寅一刻ハ第一開門鼓を撃卯二刻ハ第二開門鼓を撃と云を以て推求むるハ假令晝夜ハ百刻ふ〳〵て立春ハ夜五十六刻半晝四十三刻半かゞ然るハ曉六よゞ暮六までハ四十八刻半あゞ是日出日没と二刻半り〳〵合て五刻の差あゞ故ハ

子	
丑	
寅	
卯	四十八刻半
辰	四十三刻半
巳	
午	
未	
申	
酉	
戌	
亥	

日出開を晩(ヲクレ)と云日入前閉を早(ハヤ)と云(イフ)べし
元邊城のとかゝべ全く宮城の開閉とおなし
やるべやらび

軍防令講義卷之七終